

I P 通信網サービス契約約款 別冊 （オープンコンピュータ通信網サービス （第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））	【現改比較表】 2021年7月1日時点
～2021年6月30日	2021年7月1日～

<p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 （オープンコンピュータ通信網サービス （第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））</p> <p>第8章 料金等 第1節 料金等の支払義務 （定額利用料等の支払義務）</p> <p>第90条 （略）</p> <p>2 前項の期間において、利用中止等によりオープンコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。</p> <p>(1) 利用停止があったときは、I P 通信網契約者は、その期間中の定額利用料等の支払いを要し、第100条（I P 通信網契約者からの通知）第3項に規定するオープンコンピュータ通信網サービスへの接続が出来ないときは、I P 通信網契約者は、そのオープンコンピュータ通信網サービスへの接続が出来ない期間中の定額利用料等の支払いを要します。</p> <p>(2) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>(注) （略）</p> <p>料金表 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） 第1 利用料金 4 第6種契約に係るもの 4-1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4) 継続利用に係る定額利用料の適用</td> <td>ア （略） イ （略） ウ 継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間 （以下この欄において「継続利用期間」といいます。） には、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止があった期間を含むものとします。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(4) 継続利用に係る定額利用料の適用	ア （略） イ （略） ウ 継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間 （以下この欄において「継続利用期間」といいます。） には、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止があった期間を含むものとします。	<p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 （オープンコンピュータ通信網サービス （第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））</p> <p>第8章 料金等 第1節 料金等の支払義務 （定額利用料等の支払義務）</p> <p>第90条 （略）</p> <p>2 前項の期間において、利用中止等によりオープンコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。</p> <p>(1) 利用停止があったときは、I P 通信網契約者は、その期間中の定額利用料等の支払いを要します。</p> <p>(2) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>(注) （略）</p> <p>料金表 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） 第1 利用料金 4 第6種契約に係るもの 4-1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4) 継続利用に係る定額利用料の適用</td> <td>ア （略） イ （略） ウ 継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間には、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止があった期間を含むものとします。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(4) 継続利用に係る定額利用料の適用	ア （略） イ （略） ウ 継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間には、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止があった期間を含むものとします。
区 分	内 容								
(4) 継続利用に係る定額利用料の適用	ア （略） イ （略） ウ 継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間 （以下この欄において「継続利用期間」といいます。） には、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止があった期間を含むものとします。								
区 分	内 容								
(4) 継続利用に係る定額利用料の適用	ア （略） イ （略） ウ 継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間には、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止があった期間を含むものとします。								

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2021年7月1日時点
～2021年6月30日	2021年7月1日～	
<p>エ 当社は、継続利用に係る第6種契約の解除があった場合には、継続利用を廃止します。</p> <p>オ <u>継続利用に係る第6種契約者は、継続利用を廃止する場合は、継続利用の申し出を当社が承諾した日から2年後の日の属する月の翌月及び翌々月の間に、当社に申し出ていただきます。</u></p> <p>カ 継続利用に係る第6種契約者は、<u>オに規定する期間以外の期間において、その第6種契約の解除又は継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u></p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div> <p><u>キ</u> (略)</p>	<p>エ 当社は、<u>継続利用に係る第6種契約者から継続利用を廃止する申出があった場合又は継続利用に係る第6種契約の解除があった場合には、継続利用を廃止します。</u></p> <p>オ <u>当社は、継続利用に係る第6種契約者から、継続利用満了月（継続利用に係る定額利用料の適用を開始した日を含む料金月の2年後における同一の料金月の前料金月をいいます。以下この(4)欄において同じとします。）の末日までに継続利用を廃止する申出がなかった場合は、継続利用満了月の翌料金月の初日から継続利用を更新して適用します。以降においても同様とします。</u></p> <p>カ 継続利用に係る第6種契約者は、継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div> <p><u>キ カの規定にかかわらず、継続利用に係る第6種契約者は、無料解約期間（継続利用満了月からその翌々料金月までの3料金月の期間をいいます。）内に継続利用の廃止があった場合には、カに規定する額の支払いを要しません。</u></p> <p><u>ク</u> (略)</p>	